

会 議 録

会議の名称	第5期 第6回 小金井市地域自立支援協議会 全体会
事務局	福祉保健部 自立生活支援課、小金井市障害者地域自立生活支援センター
開催日時	平成29年8月31日（木） 午後5時00分から午後7時00分
開催場所	小金井市 市民会館 萌え木ホール A会議室
出席者	<p>【委員】 高橋 智委員（会長）、矢野 典嗣委員（副会長）、荒井 康善委員 赤濱 高之委員、緒方 澄子委員、小幡 美穂委員、川久保 敦子委員 小松 淳委員、田畑 裕委員、馬場 利明委員、久野 紀子委員 福原 昌代委員、ポーバル 聡美委員、室岡 利明委員 森田 史雄委員、渡邊 孝之委員</p> <p>【事務局】 自立生活支援課長 自立生活支援課障害福祉係長 自立生活支援課相談支援係長 自立生活支援課障害福祉係主査 自立生活支援課障害福祉係主査 自立生活支援課障害福祉係主任 小金井市障害者地域自立生活支援センター</p>
会議内容	第5期 第6回 小金井市地域自立支援協議会 全体会のおり

第5期 第6回 小金井市地域自立支援協議会 全体会 会議録

(司会)

第6回、小金井市地域自立支援協議会を開催いたします。
まず配付資料の確認を事務局からお願いします。

(事務局)

資料1番、講演会企画書(あん福祉会)
資料2番、障害者計画案(矢野委員修正意見)
資料3番、障害者計画案(矢野委員修正意見)回答
資料4番、障害者計画案(森田委員修正意見)
資料5番、障害者計画案(森田委員修正意見)資料
資料6番、障害者計画案(森田委員修正意見)回答
資料7番、障害者計画(20170831案)
資料7-2番、障害者計画(20170831目次案について)
資料8番、体系図(障害者計画整理前)
資料9番、体系図(地域福祉計画←障害者計画)
資料10番、体系図(障害者計画整理後)
資料11番、障害福祉計画(案)
資料12番、第5期障害福祉計画に係る国の基本指針の見直しについて
資料13番、平成29年度 小金井市地域自立支援協議会 開催予定
資料は以上です。

1 各部会から報告

(1) 相談支援部会

7月12日に46名のご参加をいただき、地域生活支援拠点事業についての講演会を行いました。その反省と講演会におけるアンケート結果について検討しました。

(2) 生涯発達支援部会

障害者計画についての議論に終始し、各委員さんから、積極的な御意見が出されました。

(3) 生活支援部会

差別解消法事例に関する検討と障害者計画に関する検討を行いました。

2 事務局からの報告事項

(事務局)

(1) (仮称) 新福祉会館建設基本計画の素案の資料に対する意見

(仮称) 新福祉会館建設基本計画の素案の内容について、地域自立協議会の委員から御意見をいただきました。この内容については自立支援協議会の代表委員より、次回の(仮称) 新福祉会館建設基本計画市民検討委員会に発表する予定です。

(委員)

加えまして、いくつか報告します。

第1回目の会議のときに施設の場所はジャノメの跡地ときまりました。

それから、所沢市と三鷹市に施設見学に行きました。

所沢と三鷹と比べ、小金井市は限られた範囲の中で、地域、地域共生としての機能はきちんと盛り込めるのかという問題を感じました。

(事務局)

(2) 講演会企画書(資料1)

NPO法人、あん福祉会より、講演会を行う予定ですので、それに対して地域自立支援協議会より後援をいただきたいとのご連絡がありましたのでご報告いたします。

(司会)

資料1につきまして説明がありましたが、いかがでしょうか。

内容的にも適合していますので、これは小金井市地域自立支援協議会で認めるということでもよろしいでしょうか

(異議なしの声あり)

3 障害者計画・障害福祉計画について(資料2から12)

(事務局)

(1) 障害者計画案への意見(資料2から6)

各委員からいただきましたご意見につきましては、できる限りを障害者計画に反映いたしました。

(2) 障害者計画（20170831案）（資料7、7-2）

資料7は障害者計画案、資料7-2は障害者計画の目次案です。

今回の案中では、施策の展開の部分につきまして、この後に説明いたします資料8～10に従いまして、整理した事業を掲載させていただいております。

(2) 体系図（資料8から10）

資料8、9、10ともに計画に掲載されている、事業の体系図となります。資料8は現障害者計画、資料9は次期保健福祉総合計画（地域福祉計画）（案）、資料10は次期障害者計画（案）で地域福祉計画に移動した事業を削除し、整理したものでございます。

事業について障害者計画から次期保健福祉総合計画（地域福祉計画）へ移動させていただきましたのは、まず、各策定委員会の中から、前回の計画について掲載されている事業も重複が多く、見づらいというご指摘がありましたので整理したところです。

また、「ボランティア」、「バリアフリー」、「防災・防犯」、「権利擁護」など、障がい者に限らず、高齢者の方々などに対しても、包括的な福祉の観点から取り組んでいくべきものについては、包括的な計画である保健福祉総合計画（地域福祉計画）に記載していくべきであるとのことで、整理いたしました。

(3) 障害福祉計画（案）（資料11）

現在、国や都から障害福祉計画策定についての詳細な内容を記した通知が届いてございませんので、現状でわかりうる範囲で策定したものです。

1基本目標、2指定障害福祉サービス、3児童通所支援事業、4地域生活支援事業の順で掲載しています。

平成27年度から平成29年度までの実績については各々、算出しておりますが、平成30年度から平成32年度の供給の見込み量及び確保のための方策については、「4 地域生活支援事業」以外の部分については未定の状態になっています。

(4) 第5期障害福祉計画に係る国の基本指針の見直しについて（資料12）

第5期障害福祉計画を策定するにあたり、基本目標の部分に掲載させていただいている内容の資料となります。わかりやすい資料が他にないため、この資料を提出させていただきました。

(司会)

膨大な資料の説明がありましたが、一括ではやりにくいので、まとまりごとに区切って、検討させてください。

委員の修正意見ですが、ここにつきましては、いかがでしょうか。

(委員)

医療費助成については精神障がい者への適用拡大に向けて国との動向を注視しながら対応していくとなりましたが、福祉手当というのもしっかり入れていただきたいと思います。

また、2年ほど前に精神障がい者の福祉施策の提言ということで生涯発達支援部会の中で提言しておりますが、精神障がい者に適用になってない福祉施策が非常に多いということで、これは3障害一元化ということで一律にしてほしいという趣旨でございます。

私の方としてやはり、都や国にというだけではなく、やはり市独自としても考えていただきたいという意見です。

(事務局)

事務局としましても、お気持ちに寄り添いたいところではございますが、東京都全体の精神障がいの方に対しての政策も見ながら行っていきたいというところでございます。

まずは医療の部分がようやく都議会の方で、第一歩が踏み出せた状況がございますので、市政全体の中ですとここまでの表現が正直、精いっぱいであると思っております。

手当がいらないと考えているわけではなく、支給するにしても東京都全体の情勢を見ながら市としても対応していきたいところがございまして、表現としてはちょっとこのような形をお願いしたいというところでございます。

また、表現としては足りないかもしれませんが40ページ目の計画の推進体制というところで、実際他の計画とも絡むところですが、特に東京都にまだ施策の体系として弱いところを、まず全体として要望させていただいて、その上で、市の計画含めて考えていこうというところでもありますので、40ページと19ページ目を合わせて読んでいただいて何とか御了解いただきたいところです。

(委員)

ですから、今はまだそこまでいってないから載せないのではなくて、これからの障害者計画として、本来入れるべきものが入ってないわけですから、入れていただきたい。

やはり都とか国に働きかけてもらいたいし、できれば市独自で先行してやっ
てる自治体もあるわけですから、考えていただきたいと思います。

(事務局)

では、例えばなんですけれども、40ページ目の国・東京都への要望の考え方
に対して、3障害一元化の趣旨を踏まえ、平等に地域で暮らせるような形で国・
東京都にという要望を市として呼びかけていきますような形の表現ではいかが
でしょうか。

(委員)

ぜひそういうふうに入れていただけたらと思います。

(事務局)

そのような趣旨を踏まえまして、40ページの修正という形で対応させてい
ただくということによろしいでしょうか、ありがとうございます。

(司会)

ありがとうございました。

続きまして、少しボリュームがある資料7につきまして、ご意見等をありま
したらお願いいたします。

ちょっと意見が出ないようですので、一応9月8日までにご意見を出してい
ただきたいということでもありますので、ここは、次の方についてよろしいですか。

では持ち帰って見ていただきご意見を事務局にいただくという事をお願い
いたします。

(司会)

次の資料はですね資料の8、9、10ですね。

障害者計画に掲載されて事業の体系図がこういう形でA3のものにまとまっ
ておりますが、見ていただきながら、御意見等ございましたら、お願いします。
よろしいですか。

(司会)

次はですね、これも少し厚い冊子になっておりますが、資料の11、障害者福
祉計画案です。

それを見ていただきながら、ご意見等ございましたら、少し見る時間を設けた
いと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは私の方から、ページが振られていなくて、ちょっとわかりにくいのですが、3児童通所支援事業の方です。

(5)居宅訪問型児童支援のところですか。特に事業内容の記載もなかったり、また、(7)医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数やこの辺りも、表記が記載されていないこと等につきまして、教えてください。

(事務局)

まず、ページ番号が振ってなく、大変申しわけございません。

主に児童通所支援事業の供給見込み量の話でして、その中の(5)の居宅訪問型児童発達支援等、(7)医療的ケア児、(8)定量的な目標の設定のところは赤丸で何も書かれてないけれどもと言うことに対してお答えさせていただきます。

資料12番の右下の方を見ていただくとわかると思いますが、「障害児支援の提供体制の整備等【新たな項目】」と言うことで、この中にですね、読み取りづらいところではあるのですけれども、黒ぼちのですね、医療ケア児を中心としたこの障害児支援を提供体制について、目標を定めて頑張りましょうとことで、国の方でも言われておまして、それから今年も3月8日の厚生労働省から各都道府県の障害福祉の課長宛てに説明したときの資料としましても、これをやりましょうという話は言われております。

厚労省としましては、夏までに対象者の政省令を定めたいということです。

また、来年の3月までに事業所指定の要件を定めたいというふうに言われているところがございます。理念としてはすでに社会保障審議会等で議論され尽くしたところではあるのですが、具体についてはまだ示されていないところがございます。項目としては、障害福祉計画の方に入れなくてはならないだろうというふうに厚労省や、国等からの資料から読み解きまして、メニュー設定をさせていただいているところがございます。

(司会)

趣旨はわかりました。ただ、計画を出す時期も分かりますが、国が殊更に取り組んでいることもあり、ニーズも高い分野の議論なので、取り組んでいく方向性で、事務局でもぜひ、鋭意努力の方お願いいたします。

(委員)

地域生活支援事業サービスの供給見込み量の成年後見制度法人後見支援事業というのがあるのですけれども、この実施の有無というところで30年度、31年度が無になっていますが、これは検討もしないという意味なのか。

現に市民後見人の養成というのは平成27年度から始まっていて、現在市民後

見人は11名の方が権利擁護センターの方で登録をしているという状況の中でこの活動を支援することの検討も全くやらないという意味合いなのか。それとも実施はないのでないというふうに表現されているのか、お聞きをしたいと思います。

(事務局)

こちらにつきましては、表現しづらいところですが、本当は全部有と書きたいところですが、現状で法人後見がいいのか、そうではなく成年後見制度がいいのかと言いますと、この成年後見制度も利用について、また周知が行き届いていない現状考えますと、法人後見まで踏み出せるところにはないだろうというところもあり、まさに計画で最後の年には何とか行いたいというところで有と入れさせていただいたところでございます。

(委員)

法人後見をどう扱うかというところに関しては知的に障がいのあるお子さんたちの後見のスパンの問題として、何十年という形で、法人後見の方がいいだろうというところはあるのですが、その中で今法人後見をやっていないというところではなくて、法人後見をやっている団体もいくつかありますし、司法書士会で法人後見をやっている現状もありますし、また、社会福祉協議会でも法人後見をする準備をし、受けている部分もありますので、実施というところで表現として、検討するとかの表現をされた方がいいのではないかなと思います。全く無いということだと全くやってないのかということ、市民の方がそう思ってしまふことを避けていただければと思っています。

(事務局)

この有無に対しまして、東京都に報告しなくてはならないところがありまして、このように書いたところでございますが、国や東京都から有無で答えるようにと言われていたとしても、計画に記載する表記としてそのような形の表現が検討できるよう、御意見いただきたく思います。

(委員)

特に知的障がいの場合は後見の期間が長く、私も後見人をやっていますけれども、やはり30年、40年と後見というのは基本的に人では引き継ぎの問題等が途中で出てしまうこともあり、法人後見の方も積極的に取り入れてほしいという願いは親の会としてもあります。

あともう一つ、法人後見の定義なのですが、例えば市民後見人が後見をやって

それで法人の方で、後見監督人をやるっていうのもこれも法人後見の一つなので、実際それをやっていらっしゃるのであれば、有というふうな形で別に構わないと思います。

(事務局)

いただきましたご意見で、市がすでにやっているから見なしてよければ、国・東京都とも相談させていただいた上で、表現を変えさせていただくかもしれません。

(委員)

成年後見人の次の項目の(6)意思疎通支援事業について、手話通訳者設置事業が無になっています。障害者総合支援法の中では手話通訳設置事業は、必須事業であると書かれていますが、どうお考えでしょうか。

(事務局)

市としましてもこの間、手話設置事業についてはかなりの検討をしておりました。その中で、どういう支援のあり方がいいのかというところで、事務局としても、はかりかねているところがあるため、ご意見いただきたいと思いますが、具体的には、すべての市町村で手話設置事業をしてしまうと、手話通訳者の取り合いになってしまって、人が足りなくなると考えられます。

今でも手話通訳の合格者数は2%から1%というふうに言われておりますので、その少ない中で手話通訳者を取り合いするのがいかななものかと言う議論があります。

それと同時に、市はそれを理由にして設置しなくていいのかということには当然ならないというふうに思っています。

そこでどうするかということで、御存じだと思いますが、例えば横浜市ですが、すべての区役所に手話通訳者を設置することは困難なため、タブレットを使ってテレビ電話方式で手話通訳をしてもらうと言う形で、その時だけスポットで手話通訳をテレビ電話方式で使う形としています。

そのやり方を小金井市が今、できるところまでは至っていないのでまた無と書いたところですが、先ほどの委員のご指摘どおり、なしではなく、検討するという表現に書くようにと、ご意見をいただければと思っています。

ただ東京都の報告では有か無かで答えるよう言われていますので、そこも含めて、ご了解いただければと思います。

(委員)

ただ、必須事業となっていますよね。都が市にゆだねる必須事業というふうになっていると思っています。

それを考えて進めてほしいと思います。

(事務局)

趣旨は理解していますので、ご意見とか工夫のアイデアとかありましたらぜひいただきたいというところがございます。

(司会)

すでに多くの委員さんからは無と書くのでもったいないという場合で検討中という意向を示したいということで、例えば無（検討中）とか、いろんな工夫をすると無なのだけれども、頑張っていくという気持ちが表れるので、要検討かなと思います。

(委員)

この計画の基本目標は、国・都からの資料で数値目標を掲げなさいという基準値が出ていると思いますが、まだ前回の第4期の数字になったままですが、それぞれのサービスの現状というのは、実績がここに27年度・28年度に関して、載っているということですよ。

そうすると29年度は3月までですから見込み値ですが、実績のところと計画値とがだいぶズレがあって、特に利用者の人数が減っていたり、実数としては増えているけれども、利用者が少ないとか、そういう問題がいくつかの表からわかると思うのですけれども、その辺をどう総括するのか。

30年度以降の数値目標はどういう根拠で立てるのかっていうのが、明確にならないのではないかなと思うので、

その冒頭にあるこの資料だけ基本目標だけで、数字を入れ込むのではやはり実態に合わないのではないかなと思うのですが、その辺はどのようにお考えになっていますか。

(事務局)

いわゆる障害福祉サービスと呼ばれるもの、それから児童通所サービスと呼ばれるものの算定式の考え方については委員のおっしゃるとおり、国からどういうパーセンテージでやりなさいということがある一定示される見込みです。

資料としては、資料12でお示ししているところがございますが、例えば成果目標で、地域移行者数が平成28年末、施設入所は9%以上とかっていう形で示されているものもあれば、地域生活支援拠点については、少なくとも一つ整備と

書かれているところもございます。

片や今ちょっとお話がいただいた成年後見制度であったり、その他の地域生活支援事業で実績が出るものにつきましては、具体の目標数値は各区市町村で判断しなさいというように各事業によって、計画するための目標値設定の傾向が違います。

少なくとも地域生活支援事業については国から目標値が直接示されるのではなく、地域に応じたというところがございますので、委員がおっしゃるとおり、人口推計やサービスの供給の伸びよう、それから実際の実人数利用など、その辺を勘案しながら再度、お示しさせていただきたいというふうに思っております。

(委員)

細かな話にはなりますが、指定障害福祉サービスの現状の、平成29年度の一番下のところの相談支援の地域定着支援の29年度見込み数がゼロというところで、今年度より地域定着新事業を9月からスタートすることになっていて、15名を予定しているのですが、これ1ヶ月単位にすると1人というふうな数字が入るのかなと思います。

あとは地域活動支援センターI型が、平成30年度は登録者数が90人とありましたが、現状、登録99人ということもあり、その辺も含めてちょっと記載の方を変えていただくことができればと思いました。

(事務局)

今いただいた意見も記録をしておりますが、他にもあると思いますので9月8日までに再度、意見という形で、メール等でいただけるとありがたいです。

(委員)

地域生活支援事業の現状の、移動支援の実績で、27年度が162人で15,579時間、28年度で同じく162人で16,475時間というのはおかしいのではないかと。

また、日中一時支援事業で、本来ニーズはあるはずなので計画は戻して欲しいというのが希望です。

(事務局)

法人経営の問題やどこにシフトしていくのかっていうところもあるということも含めて考えていきたいと思っております。

数に限って言いますと、全国的な傾向としては児童通所事業の、放課後デイサービスが非常に伸びてきておりまして、この日中一時支援事業がやや少なくな

ってきているというところではあります。

また、この地域生活支援事業においては国の方で、促進事業とそうでない事業を仕分けしています。

その絡みもありまして、日中一時支援が現状では、促進事業には入っていないところも踏まえて、数値については調整をしたいところでございます。

(委員)

この事業について経営的にね、厳しいところはあると思うのですが、供給量を増やすような努力が見えるような計画にして欲しいというのが願いです。

(委員)

地域生活支援事業の移動支援の現状という数値ですけれども、これは支給決定をされている人の人数か、支給決定をされている時間を言っているのかそれとも実際に利用されている人が利用されている時間を言っているのかのどちらかどちらなんでしょうか。

(事務局)

移動支援は人数に限って言いますと、実利用者人数、名寄せ後の人数で入っております。時間数はトータルのいわゆる延べと言う形で入れさせていただいております。実績時間です。

(委員)

いろいろとお話を聞くと支給決定はされているのだけれども、移動支援事業所のヘルパーさんが少なく使えないという意見がたくさんあったので聞いてみました。

(事務局)

ヘルパーさんを増やすような取り組みをいろいろと進められないかなということでは、いろいろなところに相談はしております。

ですので実利用数も計画で伸びるようなことも含めてまたお話させていただければというところでございます。

(司会)

その他いかがでしょうか？それでは、まだ多分御意見等あると思いますが、障害者計画（案）と障害福祉計画（案）につきましては、両方とも9月8日（金）までに熟読いただいて、ご意見いただければと思いますので、よろしくお願ひし

ます。

4 その他委員からの発議

(司会)

その他委員からの発議ですが、どなたか、ありますでしょうか。

(委員)

本日は「親心の記録」というものをお持ちさせていただきました。

これは障がいをお持ちの方で、特に知的の方を対象としているかと思いますが、親亡き後の次の支援者、成年後見人であるとかという方に伝えていくということがなかなか難しいという中で、一般社団法人日本相続知財センターさんというところが、お作りになりました冊子です。

もとは税理士法人が母体となっておりまして、社会貢献をするための団体としてここをつくり、弁護士や、司法書士も入っているような団体でして、相続等をスムーズとの願いを持って作られた団体ではございますが、「親心の記録」の冊子が何かのご参考になればというところでお持ちさせていただいております。成年後見がらみで無償頒布をしていただいているところでございます。

(司会)

その他いかがでしょうか。

(委員)

小金井市の条例の方は今どういう状況なのかを教えてくださいたいのですが、今時点でどういった感じのスケジュールや見通しになっているか、お話いただけるとありがたいです。

(事務局)

スケジュールと内容と2つに分けてお話させていただきます。

まずスケジュールにつきましてはとりまとめ(案)を7月20日にいただいたところでございますので、そこから、さまざまな所管の部門に、いろんなところに調整をしております。

その関係で12月議会から来年の3月議会に提案したく目標を定めて準備を進めているところでございます。

内容としては、当初、事務局が想定していた包括的なものではなく、個別具体的なものを出している条例でございますので、調整は非常に難航しております。

障がいそのものや、障がいの対応について、さまざまな職場からこれはどういうことなのですかという話をたくさんいただいています。

事務局としましては、国の法令や障害者権利条約、それから各省庁の指針などの考え方含め、差別の禁止、合理的配慮を理解して実施する必要があることも含めて、さまざまな部門に話をしているところです。

支援が必要な方に対して、支援への範囲が幅広いために、広すぎて何をすればいいかわかりづらくなってしまっている。

例えば、すべての職場に手話通訳を設置することは極めてきびしいという話によく言われてしまうところなので、そういうことではなく、手話の方がいないときには筆談で行うとか、情報支援機器を購入して行うみたいな考え方を、総体として考えて欲しいと、いろんな部門に説明しているところです。

また、どういうことができるといえることができませんってことも含めてちゃんと条例に書かないとおかしいのではないかという、厳しい意見もいただいているところがございます。

多くの書類を取りまとめているので、さまざまな部門とも話をしながら、可能な限りなるべく早く自立支援協議会にお示ししたいというところです。

(委員)

現状を教えてくださいありがとうございます。

ご苦労していらっしゃるということが今のお話でもよくわかりました。

たぶん、これが1番最初の取っ掛かりで、庁内の中で、理解していただくとということもある意味、障害理解の一つの形なのかなと思っています。

ご苦労はあると思うのですけれども、それを一つ一つ丁寧にやっていただけてき、ありがたいなと思っています。

スケジュールについては、取りまとめているものがどのような形になるかというところが見えてこない、具体的には出てこないと思いますが、12月から3月の議会にということはその前にパブコメがあるような形になるということですよ。

お任せするしかないですが、自立支援協議会の委員の皆さんの気持ちとして受け取っていただいているというのはすごくよくわかりましたので、引き続きお願いいたします。

(事務局)

差別解消条例制定については今まで、本年10月の制定を目指してきたというところで、市議会の方には報告していたところでありましたが、前回7月に自立支援協議会で皆様からの条例案の取りまとめをしたところございましたの

で、8月3日に開催した市議会の厚生委員会の方に行政報告という形で10月での条例制定は困難になりましたが、今年度中の制定を目指して鋭意進めていくということで報告はさせていただいております。

(委員)

議会のことも、大事だなと思ったところで、思い出したのですが、今、ホームページにはこの間、いただいた資料として、条例案は出ているのでしょうか。

やはり、議会に対して、この協議会がどんな話をしているのかってところが全く見えない状況だと思うのですね。

どういう形でこの案ができたのかっていう経緯は全く皆さんに示されていない状態だと。

意見交換会をやったりもしているので、その報告義務みたいなものもあるかと思うのですが、その辺を教えてくださいたいのですが。

(事務局)

結論から言うとできていません。ある程度の枠としての形にはなっているのですが、内容についてまだ埋められない状態になっており、掲載するに至っておりません。

(司会)

パブコメでは案が紹介されますけど、その前に私たちが作り上げたものは資料としてアップするよう、大至急取り組んでいただきたいです。

それと、12月に障害者週間のシンポジウムがあって、当初の予定としては条例案のお披露目をするということになりますので、そこまでには何とかパブコメも含め、ぜひ急いでいただきたいというところですよ。

反対があるということは初めから想定されたことでありましたが、自立支援協議会の総意で作り上げた案ですから、その抵抗により逆に市の中で、議論を巻き起こしていることで知っていただくことが大事ですから。

その面では骨子案的なものではなく、中身が詰め込まれた自立支援協議会案が波紋を引き起こしていることは、望ましいことかなと思っていますので、9月、10月、11月とかの各自立支援協議会の合同部会の際には進捗状況につきまして、ぜひご照会いただければと思います。

では次第3の次回以降の開催について、事務局から、説明をお願いいたします。

5 次回の開催日程について (資料13)

(事務局)

資料13の平成29年度小金井市地域自立支援協議会開催予定の方をごらんください。次回につきましては専門部会が9月22日の金曜日、全体会につきましては11月17日金曜日となります。

事務局より追加でお知らせがございまして、障害者週間のシンポジウムのタイトルにつきまして、「障がい児・者ととも暮らしづくりを考える」ものですが、これを変更するというのであれば、本日、変更案をいただきたく思っていますが、いかがでしょうか。

(司会)

ずっとこの間2回は同じタイトルでやって来ていて、具体は条例案という形で想定しているのですが、具体の中身でいきますかそれとも従来のような、もう少し広い枠でいくっていう事を踏襲いたしましょうか。

では、タイトルは「障がい児・者ととも暮らしづくりを考える」ということで、具体的なものについては、条例についてという形よろしいでしょうか。ではその形でお願いいたします。

次回の開催日は先ほど事務局からご紹介あった形です。それでは、これで第5期第6回、自立支援協議会全体会を終了します。